

独立行政法人農林漁業信用基金農業保険関係業務運営委員会運営細則

平成30年9月14日運営委員会決定

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人農林漁業信用基金農業保険関係業務運営委員会運営規程（平成28年3月10日運営委員会決定。以下「運営規程」という。）第11条の規定に基づき、運営規程第5条第3項の規定により行う議決に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(議事)

第2条 委員長は、運営規程第5条第3項の規定に基づき運営委員から意見を徵し又は賛否を問う場合には、原則として電子メールの送受信により、これを行うものとする。

- 2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する共済部農業共済課に行わせることができる。
- 3 委員長が運営規程第5条第3項の規定に基づき運営委員から意見を徵し又は賛否を問うた場合において、運営委員の過半数から意見又は賛否が表明されないとときは、議決をすることができない。
- 4 運営規程第5条第3項の規定により行う議決は、意見又は賛否を表明した運営委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

附 則

この細則は、平成30年9月14日から施行する。